

PCR検査等経費補助金交付

新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害者を支援する西東京市内の障害者施設又は事業所が実施するPCR検査又は抗原定性検査に要する費用の一部を助成します。

【申請方法】

申請書類はホームページからダウンロードも可能です。また、事業所連絡会に登録している事業所はメールにて送付します。必要事項をご記入の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送にてご提出ください。

【補助対象者】

西東京市内に事業所を有する障害福祉サービス等事業所を運営する法人(以下のサービスに限る。)

■通所系(職員及び利用者対象):生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・放課後等デイサービス・児童発達支援・日中一時支援

■通所系(利用者のみ):共同生活援助

■訪問系(職員のみ対象):居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活サポート

※今年度より小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、宿泊型自立訓練、短期入所、通所施設・事業所訪問介護事業所の職員に対する抗原定性検査は補助対象外となります。

【補助対象経費】

令和4年7月1日から令和4年10月31日までの間に、当該事業所の職員及び利用者に対してPCR検査又は抗原定性検査を実施するもの

【補助金額】

補助基準額	PCR検査及び抗原定性検査を受ける者1人当たり2万円
補助上限額	1事業所当たり、申請日等に在籍する当該事業所の職員及び利用者(通所系に限る)の数に補助基準額を乗じた額

※PCR検査等の実施に要する報酬、賃金、報償費、旅費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料その他市長が必要と認める経費を含みます。

※一人当たりの経費が2万円を超えた場合は障害福祉課までご相談ください。

※実際にかかった経費が補助上限額未満の場合は差額を返還していただきます。

【申請期限】

令和4年10月31日(月)まで

※前回申請期間(4月から6月)に申請された法人も再度申請ができます。

※予算に限りがございますので、お早目の申請をお願いいたします。

(裏面もご覧ください。)

【留意事項】

- ・申請は、法人単位でしてください。複数の事業所を運営している場合は、まとめて1件の申請書で提出してください。補助金の額は事業所の職員・利用者（通所系に限る）の数により算定します。
- ・原則、申請は一度きりとさせていただきます。
- ・※令和4年度より小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、宿泊型自立訓練、短期入所、通所施設・事業所訪問介護事業所の職員に対する抗原定性検査は補助対象外となります。
- ・検査人数の実績報告につきまして、令和4年度より対象者の内訳をご報告いただきます。実績報告書内の検査リスト等に内訳をご記入ください。
- ・介護事業所等を運営している場合、西東京市新型コロナウイルス感染症対策障害者施設等PCR検査等経費補助金と西東京市新型コロナウイルス感染症対策高齢者施設等PCR検査等経費補助のどちらも申請できます。ただし、対象経費をどちらの申請にも重複して充てることはできません。
- ・市外に所在する事業所は、西東京市が支給決定する方にサービスを提供していても対象外となります。
- ・対象経費に係る証拠書類（領収書等）については、提出を求める場合がありますので、5年間は保管してください。
- ・基準額2万円を超える場合は内訳として検査費用とそれ以外の費用（医師の立ち合い費用、送料等）が分けられ、かつ検査費用が2万円までなら全額対象となります。

例1) 検査費用2万円、その他費用1万円の場

→ 全額補助

例2) 検査費用2万5千円、その他費用5千円の場合

→ 検査費用の補助上限額が2万円までのため、補助額は検査費用2万円、その他費用5千円の合計2万5千円までの補助となります。

西東京市健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係:山中、松崎

TEL:042-420-2804 FAX:042-466-9666